

2016年より スタートに関するルールが国際ルールに統一されます

【変更されない点】『不正スタートを行った競技者は1回で失格となる』

- (1) 日本陸連主催大会において、2016年も『不正スタートを行った競技者は1回で失格となる』が適用される。ただし、全国小学生大会は適用されていない。
- (2) 大阪陸協の下記大会において、2016年も『不正スタートを行った競技者は1回で失格となる』が適用される。
 - ・大阪陸協主催競技会
 - ・高体連関係の競技会
 - ・中体連関係の競技会

【変更される点】

- (1) 『競技規則 162 条-5(d) (e) (f) に対する警告は廃止され、注意になる』

※2016年修正により、(d) (e) (f)の項目は、削除される

(d) = 「Set」の合図後、他の競技者より、タイミングを遅らせて腰を上げる。

(e) = 「Set」の合図後、静止せずに、前方に倒れこむ、腰を下げながらスタートする。

(f) = 「Set」の合図後、静止するが「ピクッ」とからだ動く。

- ・(d) (e) (f)に与えられていた『警告黄/黒カード』は、2016年より廃止される代わりに、『注意グリーンカード』が与えられる。『注意』には回数の制限がない。

- (2) 『出発係の競技者に対する告知手順』

- ・『注意』の場合
 - ①対象競技者に対して、**グリーンカード**を提示する
 - ②全競技者に対しても、**グリーンカード**を提示する
 - ③レーンナンバー標識には、表示しない

- ・『不正スタート』で失格の場合

- ①対象競技者に対して、**赤/黒カード**を提示する
- ②レーンナンバー標識に、**赤**を表示する

- ・混成競技における1回目の『不正スタート』の場合

- ①対象競技者に対して、**黄/黒カード**を提示する
- ②全競技者に対しても、**黄/黒カード**を提示する
- ③レーンナンバー標識に、**黄**を表示する

- (3) 『競技規則 162 条-5(a) (b) (c)における、出発係の競技者に対する告知手順』

(a) スタートの構えから正当な理由もなく手を挙げて立ち、レースを中断させる。

(b) スターターの合図（「On your marks」や「Set」）に従わず、速やかに動作をしない。

(c) スターターの合図の後、音声その他の方法で、他の競技者を妨害する。

- ・2010年より実施の通り、(a) (b) (c)に対しては、審判長判断による『警告(累積2回目の警告を受けた競技者は失格となり、その大会にて出場予定の他の種目についても出場できない)』または『失格』を与えるが、告知手順は以下ようになる。

①警告1回目=対象競技者に対して、**イエローカード**を提示する

②警告2回目で失格=対象競技者に対して、**セカンドイエローカード**を提示する

③警告なしでの失格=対象競技者に対して、**レッドカード**を提示する

※①②③すべての場合、レーンナンバー標識へは、表示しない

不正スタート・注意・審判長判断による警告／失格の告知手順（出発係）

(1) 1回失格が適用される競技会

不正スタート	162条-5(d)(e)(f)に対する注意
<ul style="list-style-type: none"> ・不正スタートで失格 ・本人に赤黒カードを示す ・レーンナンバーに赤表示 <p>混成競技（下表(2)）</p> <p>不正スタート2回目以降は誰でも失格</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に緑カードを示す ・全員に緑カードを示す ・レーンナンバーに表示なし <p>●同一人に注意が多発(あるまじき行為)（下表(3)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判長判断による警告(1回目・2回目) ・本人に黄カードを示す ・レーンナンバーに表示なし ・総務へ報告する

(2) **混成競技** 1回失格が適用される競技会（不正スタート2回目以降は誰でも失格）

不正スタート	162条-5(d)(e)(f)に対する注意
<p>● 1回目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正スタート ・本人に黄黒カードを示す ・全員に黄黒カードを示す ・レーンナンバーに黄表示 <p>● 2回目以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正スタートで失格 ・本人に赤黒カードを示す ・レーンナンバーに赤表示 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人に緑カードを示す ・全員に緑カードを示す ・レーンナンバーに表示なし <p>●同一人に注意が多発(あるまじき行為)（下表(3)）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審判長判断による警告(1回目・2回目) ・本人に黄カードを示す ・レーンナンバーに表示なし ・総務へ報告する

(3) 審判長判断『162条-5(a)(b)(c)の違反』または、『競技者にあるまじき行為』

審判長判断による 警告	審判長判断による 失格
<p>● 1回目の警告／イエローカード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に黄カードを示す ・レーンナンバーに表示なし ・総務へ報告する <p>● 2回目の警告／セカンドイエローカード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に黄カードを示す ・レーンナンバーに表示なし ・総務へ報告する 	<p>● 警告なしでの失格／レッドカード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に赤カードを示す ・レーンナンバーに表示なし ・総務へ報告する